

最終回のミニテストは、欠席の2名を除く34名が受験し、平均点は約8.9点と最高でした。このことは講義中に期待を込めて予想した通りでした。このことから、受講生の皆さんの受講態度が真剣であり、理解力が十分であって、講義の教育的効果が高いことが裏付けられます。その反面、3日ほど間を空けたミニテストでは26回の平均点数が7.38であることから、点数で約17%程度の知識が定着せずに失われていることも推測されます。人間は理解しても忘れるのです。ということは、適時に復習を行い、また、角度を変えながら同じことを繰り返し考えることが必要です。そうすることで、理解度を深め、かつ、知識の定着度を上げることができる、という経験則にも適う命題が裏付けられます。たんに学期末試験に合格するためだけでなく、2年次以降の民法のマスター、さらには、将来の実務家としての高い資質の獲得に向けて、頑張ってください。

- ① 海外旅行に行くYに麻薬の買付けと密輸入を依頼し、その報酬として超高級腕時計をYに引き渡したXは、Yの債権者Gがこの腕時計を差し押さえたときに、それが自己所有物であると主張することができない。

麻薬買付依頼の契約は、違法で無効であるのみならず、きわめて不法性が高いので、報酬としての腕時計の給付は、不法原因給付として返還が認められません。本件では、密輸資金を騙し取られたに近い事例（最判昭29・8・31民集8巻8号1557頁・PII277）とは異なります。また、有因主義を採る日本法では、契約が無効であれば、腕時計の所有権はXにあることとなります。しかし、物権的請求権構成を採れば708条が適用されないとすれば、規定の趣旨が無意味になる場合が多いので、判例・通説とも、一致して、給付の返還は、物権的請求権による場合も遮断され、反射的に受領者が所有権を取得するとしています（最大判昭45・10・21民集24巻11号1560頁・PII275）。したがって、XはYの差押えに対して第三者異議を主張して執行を排除することができません。

- 02 YはAに強迫されてXとの間で金銭消費貸借契約を締結させられ、しかも、貸付金をAの指示するZに交付するように強いられた。そして、実際にXは、Yの指図に従って、Zに貸付金相当額を支払った。Yが後にXとの契約をAの強迫を理由に取り消した場合、Xの不当利得返還の相手方は、~~Yである~~。

判例（最判平10・5・26民集52巻4号985頁・PII263）は、Xの不当利得返還請求の相手方は、YではなくZだとしました（理由は省略）。

- 03 投資詐欺の場合に加害者から被害者に配当金の名目で交付された金銭は、損害賠償請求の場合に~~損害額から控除される~~。

配当名目の金銭交付も1個の詐欺行為を構成するとすれば、実質的に奪われた金額だけが損害となるとも考えられます。しかし、判例は、設問の事例において、損益相殺ないし損益相殺的調整を708条の趣旨から否定しました（最判平20・6・24判時2014号68頁・PII280）。

- 04 誤振込みの場合であっても、振り込みを受けた口座名義人は、当該口座を開設した金融機関との間の預金契約に基づいて振込金額に相当する額の預金債権を取得するから、~~誤振込みをした者からの振込金相当額の不当利得返還請求に依りなくない~~。

誤振込みの場合には、預金者は、預金分の利益を法律上の原因なく取得しているので、

その善意・悪意に関係なく、不当利得返還義務が認められます。単純化して言えば、振込みは、現金支払いと類似した支払い手段であって、誤振込者が受取人に債務もないのに誤って弁済をした（広義の）非債弁済と理解されるからです。誤振込によっても受取人に預金が発生するとする最高裁判例（最判平8・4・26民集50巻5号1267頁・P II 253関連判例③。「トウシン」事件）が、預金債権の無因的な取得を認めています。原因関係がないのに債権が取得されていますから、受取人は振込金相当額の不当利得返還債務を負います。

05 不法原因給付の返還は、~~不法の原因がもたらす受益者にある場合に限って認められる。~~

708条ただし書の文言にもかかわらず、判例・通説は、不法の度合いを衡量し、受領者の側に不法の度合いが高い場合には、給付者が不法の一端を担っていたとしても、返還請求を認めています（最判昭29・8・31民集8巻8号1557頁・P II 277）。

①6 MがXから横領した金銭により、横領の事実を知らないYに、ZのYに対する債務を第三者弁済した場合、判例によれば、Xは、Zから不当利得の返還を求めることができる。

Yが善意なのでZの債務は有効に弁済されて、Zは債務消滅の利得を得ます。Zは善意であっても、免れた債務相当額の不当利得をしていることとなります。そして、Zの債務消滅の利益は、「実質的に」Xの金銭喪失という損失によって生じているので、両者はYの有効な金銭取得（戦前の判決は即時取得だとしていました）という1つの事実から生じているとして、因果関係があるとされます（大判大9・5・12民録26輯652頁）。

本問はやはり難しい問題でした。補足説明でも触れていますので確認してください。約3割の人が不正解なのはやむを得ません。

07 Mが、Xから騙し取った金銭によりYに対する自己の債務を弁済した場合、判例によれば、~~騙し取られた金銭がM自身の金銭と混和していれば、因果関係の要件が満たされない。~~

判例が我妻説に従って採用した社会観念上の因果関係理論によれば、Mが騙取金を一時的に銀行口座に預け入れ、その後、何度か預金の出し入れをした後にYに債務を弁済した場合に、因果関係があると認めました（最判昭49・9・26民集28巻6号1243頁・P II 265）。

08 708条にいう「不法」と90条の公序良俗とは、反社会的・反道徳的行為を禁止するという目的で共通しており、~~両条において矛盾のないように統一的な運用が図られなければならない。~~

708条の不法は、違法な結果を残してでも返還請求を否定すべき場合に限定されますので、未履行債務の履行請求の場合（90条）と既履行債務の返還請求では、基準が異なります。一般的に言えば、90条で履行請求を拒まれる場合の方が、不法原因給付で返還請求まで拒まれる場合より広く、後者は醜悪な行為に限定されています（最判昭37・3・8民集16巻3号500頁・P II 274）。

09 不存在の債務を弁済をした者は、給付受領者に対して給付の返還を請求することができる。給付の返還を求められた者は、請求者が債権の不存在を給付時に知っていたことを主張・立証すれば、~~給付の返還を免れることができる。~~

705条の条文からは明確ではありませんが、判例・通説は、強制執行による債務の実現の

場合や、訴追や強制執行を免れるため（大判大6・12・11民録23輯2075頁）、あるいは、債務不履行責任追及の口実を相手方に与えないなど自己の権利の防衛のため（最判昭40・12・21民集19巻9号2221頁・PI 243）など、やむをえず弁済した場合、さらに、自動的な口座引落による決済の場合も、債務の不存在を知らずあえて弁済したとはいえないから、本条は適用されず、返還を免れません。

約4分の1の人が不正解でした。本問を正しい文章であるとしている答案が多く見られました。

10 判例によれば、Mが無資力のため、XのMに対する債権が無価値となる限度で、Yの受けた利得はXの財産や労務に由来するとして、XのYに対する転用物訴権が認められる。~~その際、YM間に存在した契約関係の内容は、転用物訴権の成否には関係しない。~~

判例は（最判平7・9・19民集49巻8号2805頁・PII 267）によると、Mが無資力となってXに損失が生じているだけでは足りず、Yが実質的に対価なく利益を取得したことが必要だとされていますので、YM間の契約関係の内容を検討することが不可欠となります。